

奥州市上下水道事業告示第7号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により、汚水を処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は上下水道部下水道課において縦覧に供する。

令和5年3月31日

奥州市長 倉 成 淳

1 汚水処理を開始すべき年月日

令和5年3月31日

2 汚水を処理すべき区域

水沢

字土器田、字日高西、字水山、字後田、字大明神、字釜田、字内匠田、字桜屋敷西、
字堰合、佐倉河字鑑田、真城字塚、真城字雷神、真城字高田、真城字中上野、真城字幅下、
真城字杉山下、真城字北上野、真城字東鶴巻、真城字北塩加羅、真城字町屋敷、
真城字町南、真城字垣ノ内、姉体町字北余目、姉体町字稗田下、姉体町字南白山、
羽田町久保、羽田町字粟ノ瀬、羽田町字中袋、羽田町字室ノ木、羽田町字明正、
羽田町字並柳の各字の一部区域

江刺

岩谷堂字耳取、岩谷堂字橋本、愛宕字八日市、愛宕字観音堂沖の各字の一部区域

3 分流式又は合流式の別

分流式

4 奥州市公共下水道が接続する下水道の終末処理場の位置及び名称

水沢、江刺及び胆沢

(1) 位置 奥州市水沢姉体町字南新田下地内

(2) 名称 北上川上流流域下水道（胆江処理区）水沢浄化センター